

6 国による福祉医療費助成制度の創設及び国庫負担金等の削減措置の廃止について

重度心身障害者、子ども、母子家庭等の福祉医療に関わるセーフティネットは、社会保障政策の中に位置づけられるべきであり、本来、国が責任をもって、制度を構築すべきものである。

国としての取組が不十分な中で、現在、全国の地方自治体が、重度心身障害者、子ども、母子家庭等の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう医療費の自己負担を補助する地方単独の医療費助成を実施している。

こうした現状に鑑み、社会的に弱い立場にある人が安心して医療を受けることができる環境を整備するため、国として、必要な財源措置を講じるとともに、重度心身障害者、子ども、母子家庭等の福祉医療費助成制度を早急に創設されたい。

さらに、国は、上記の地方自治体による医療費助成の取組に対して、現物給付で実施している場合に国民健康保険国庫負担金等を削減するペナルティを講じている。

これは、国の医療制度を補完する地方自治体による障害者等の社会的に弱い立場にある人への支援や子育て環境づくりの取組を阻害するものであり、現行の削減措置がこのまま維持されることは断じて見過ごすことができない。

については、地方の取組の意義と現実を評価し、国民健康保険国庫負担金等の削減措置を直ちに廃止されたい。